

「平成の治安維持法」共謀罪

写真は中日新聞 1 月 24 日朝刊「特報」。共謀罪「一般人は無関係」という安倍政権の説明に歴史の事実から迫る。

リードから一過去に 3 度も廃案になりながら、またもや国会に提出される見通しとなっている「共謀罪」法案。菅義偉官房長官は「一般の方々が(逮捕や処罰の)対象となることはあり得ない」と発言したが、この言葉をうのみにはできない。戦前に思想、宗教、大衆運動の弾圧に猛威を振るった治安維持法も、導入時点では「世間が心配するようなことはない」「社会運動を抑圧しない」と説明されていたからだ。

日本弁護士連合会(日弁連)の共謀罪法案対策本部は「共謀罪は普通の会社や組合、市民団体が対象になり得る」と指摘。副本部長の海渡雄一弁護士らは法案を「平成の治安維持法」と評している。治安維持法は戦前、戦時の政府や軍隊を支えた「希代の悪法」だ。1925 年にこの法律が成立した当時も、政府は今回と同様に「一般人は無関係」と宣伝していた。

戦前の治安弾圧に詳しい萩野富士夫・小樽商科大特任教授(日本近現代史)は「戦時体制へと向かう中で、治安維持法などが整備され、明確な反戦運動のみならず、戦争への国民の不安や不満といった意識や信条まで弾圧し、行動を起こす前に封じ込めた。この状況は特定秘密保護法や安保関連法の成立後に提案されようとしている、今の『共謀罪』法案にも通じる」萩野氏によると、警察の公式統計だけで、敗戦の 45 年までの約 17 年間で検挙者数の総計は 6 万 8 千人を超える。同法で拘束された作家の小林多喜二氏が拷問死したり、メディア関係者が弾圧され、4 人が獄死した横浜事件など多くの犠牲者を生み出した。「治安維持法にある『国体』という言葉には魔力がある。特高警察に『天皇の警察官』を自負させ、法を逸脱したスパイ捜査や体制に歯向かう者への拷問へと駆り立てた。これを出されたら何も言えない、反論を封じ込める『印籠』のような概念で、共謀罪法案の『五輪のためのテロ対策』と重なる」と訴える。

共産党やその外郭団体の解体から、やがて戦時体制批判まで封殺し、「国体」への忠誠を強制的に導いた治安維持法。「同法の歴史を見れば分かるように治安法制は一度適用されれば増殖し、拡張していく。対象犯罪を絞っても、集団の定義を絞っても、本質的な危険は消えない。『一般人には関係ない』わけがない」



(2017 年 1 月 27 日)